

議会基本条例追加案

会派明るいみらい大和

赤嶺 太一

第3章「議会と市民の関係」に条文を以下のように追加する。

【表彰事務】

第〇条 議会は、本市の自治の振興、公共の福祉の増進、文化の向上等に功労のあつたもの及び広く市民の模範となるものを顕彰する。

(2) 表彰事務の実施に必要な事項については、別途要綱で定める

第6章「議会機能の強化」に条文を以下のように追加する。

【災害対応】

第〇条 議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、大規模災害等の事態から、市民の生命及び財産を保護し、迅速に復旧・復興が図られるよう、市長等と協力し、大規模災害等の発生時における議会機能を維持するための体制を整備する。

第4章「議会と市長等」に条文を以下のように追加する

【一般質問】

第〇条 本会議における一般質問（市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。次項については同じ）は、一問一答の方式により行うことができる。

(2) 市長等は、一般質問に対し、議長の許可を得て、反問することができる。